船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条に規定する共同生活援助(以下「グループホーム」という。)を運営し、又は運営しようとする事業者に対して、運営費及び開設費を補助することにより、もって障害者の自立支援に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき運営費及び開設費(以下「運営費等」という。)を受けることができる者は、法第36条の規定による指定を受けた法人が運営主体として、グループホームを運営する千葉県内の事業者とする。

(補助の基準)

- 第3条 運営費等補助の基準は、次のとおりとする。
 - (1) グループホーム運営費補助 法人のうち、船橋市が援護を実施した障害者が 入居する、定員6人以下のグループホームの運営主体の法人に対して補助金を 交付する。
 - (2) グループホーム開設準備費 新たに船橋市内にグループホームを設置し船橋 市に指定を受け運営しようとする法人に対して補助金を交付する。

(補助金の種目及び補助率等)

第4条 補助金の種目、対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとする。 ただし、対象経費に要した額が、補助基準額に達しないときは、対象経費をもって補助金の額とする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、船橋市 グループホーム運営費等補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添 えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。
 - (1) 補助金所要額調書
 - (2) 収支予算書抄本
 - (3) その他必要があると認める書類

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金可否決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知する。
 - 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付に係る事項に 修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を 附するものとする。
 - (1) 事業の内容の変更及び事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)を行うときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を 附し、又は指示することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又は これに附された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速や かにその理由を附して市長に届け出なければならない。

(承認の手続き)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた法人(以下「補助事業者」という。)は、第7条 の規定により承認を受けようとするときは、船橋市グループホーム事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。(実績報告)
- 第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(中止・廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに、船橋市グループホーム運営費等補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (1) 補助金精算書
 - (2) 収支決算書又はこれに類する書類
 - (3) その他市長が必要であると認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金確定通知書(第5号様式)により、当該補助事業者に通知する。

(交付時期)

- 第12条 補助金は、第10条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に おいて交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付 することができる。
 - 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市グループホーム運営費等補助金交付請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の 交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を船橋 市グループホーム運営費等補助金返還命令書(第7号様式)により命ずるものと する。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

(書類の保管)

第14条 法人は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月22日から施行し、改正後の船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱の廃止)

2 船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱(平成19年 11月27日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成24年12月17日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

- この要綱は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日より適用する。 附 則
- この要綱は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

別表(第4条)

種目	対象経費	補助基準額	補助率
補助	グループホームの運営		1 0 分 の10
(注1)	に要する人 件費、運営費	 世話人配置4:1	
	等の経費	グループホームの定員	
	ただし、入		
		区分1 108,000円	
		区分2 122,000円	
	烈水費等を	区分3 127,000円 区分4 151,000円	
	除く。	区分5 188,000円	
	124. 10	区分6 215,000円	
		定員5名	
		区分1 93,000円	
		区分2 107,000円	
		区分3 126,000円	
		区分4 146,000円	
		区分5 177,000円 区分6 204,000円	
		区分1 83,000円	
		区分2 97,000円	
		区分3 119,000円	
		区分4 139,000円	
		区分5 170,000円	
		区分6 199,000円	
		※区分1には非該当を含む。 	
		世話人配置 5 : 1	
		グループホームの定員	
		4名以下	
		区分1 94,000円	
		区分2 107,000円	
		区分3 112,000円 区分4 136,000円	
		区分5 172,000円	
		区分6 200,000円	
		定員5名	
		区分1 79,000円	
		区分2 92,000円	
		区分3 111,000円	

		□ /\	101 000 =	
			131,000円	
			161,000円	
			189,000円	
		定員6名		
		区分1	69,000円	
		区分 2	82,000円	
		区分3	104,000円	
		区分4	124,000円	
		区分5	154,000円	
		区分 6	184,000円	
		※区分1に	こは非該当を含む。	
		世話人配置	3 6:1	
		グループオ	マームの定員 アルス アンファイ	
		4名以下		
		区分1	85,000円	
		区分2	97,000円	
		区分3	102,000円	
			126,000円	
		区分 5	162,000円	
		区分 6	190,000円	
		定員5名		
		区分1	70,000円	
			82,000円	
			101,000円	
			121,000円	
			151,000円	
			179,000円	
		定員6名		
		区分1	60,000円	
			72,000円	
			94,000円	
			1 1 4 , 0 0 0 円	
			144,000円	
		·	174,000円	
		·	こは非該当を含む。	
開設準	グループホ		5たり30,000円	定額
	ームの開設			
	に要した備			
	品購入費			
(2)		>== >/ ++	A combatte to the state of the	

(注1) グループホーム運営費補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく共同生活援助サービス費、入院時支援特別 加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を 受けている場合は当該金額を除いた額を補助基準額とする。

船橋市グループホーム運営費等補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者 法人名

代表者

年度において、次のとおり 事業を実施したいので、 船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて補助 金の交付を申請します。

記

円

- 1 補助金申請額
- 2 事業の目的及び内容
- 3 補助金所要額調書(別紙)
- 4 収支予算書抄本

船橋市グループホーム運営費等補助金可否決定通知書

様

船橋市障指令第号年月日

印

所在地 申請者 法人名 代表者氏名

船橋市長

年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により通知します。

1. 交付します

補助年度		年度	
	要総額の 象となるi	-	円
交 付	決 定	額	円
交 付	条	件	1 補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。2 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

 交付しません 理由 船橋市グループホーム事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者 法人名

代表者

年 月 日付船橋市障指令第 号で補助金交付の決定のあった グループホーム事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、船橋市グループホ ーム運営費等補助金交付要綱の規定により申請します。

記

1 変更(中止・廃止)理由

2 変更の内容

船橋市グループホーム運営費等補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者 法人名

代表者

年 月 日付船橋市障指令第 号で補助金交付の決定のあった 補助金について、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により、関係 書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 補助金精算書(別紙)
- 2 収支決算書又はこれに類する書類

船橋市グループホーム運営費等補助金確定通知書

船	障	第		号
		年	月	Е

印

所在地

申請者 法人名

代表者氏名 様

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあったグループホームについて、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により通知します。

指令年月日	年	月	日	指令番号	船橋市障指令第	号		
補助年度		年度						
補助金の名称	船橋市グループホーム運営費等補助金							
交付決定額					円			
交付確定額					円			

船橋市グループホーム運営費等補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者 法人名

代表者

年 月 日付船障第 号で額の確定のあった補助金を船橋市グルー プホーム運営費等補助金交付要綱の規定により下記のとおり請求します。

記

金

船橋市グループホーム運営費等補助金返還命令書

船障第号年月日

(所在地)

補助事業者(法人名)

(代表者氏名) 様

船橋市長

船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返	還す	べ	き金	:額						円	
返	還		期	限				年	月	日まで	
返	還	の	理	田							
返	還		方	法							
指	令	年	月	日	年	月	日	指令	番号	船橋市障指令第	<u>1</u> .
補	助		年	度					年	度	
交	付	決	定	額						円	
既	交		付	額						円	
交	付	確	定	額						円	